

会派視察研修計画書

平成28年1月20日

碧南市議会議長 様

会派名 公明党

代表者名 加藤 厚雄

下記のとおり、視察（研修）を計画したので届け出ます。

参加議員	加藤 厚雄	
日時	平成28年2月3日（水）～平成28年2月4日（木）	
視察先	東京都中央区	
研修内容	中央区：地方議員研究会 「議会基本条例の現状と課題」 「議員が提案する政策条例のポイント」	
日程	2月3日 中央区 14：00～16：30 2月4日 中央区 10：00～12：30	
交通手段	公共交通機関利用 乗降車駅名（ 碧南中央駅 ）	自家用車利用_____台 所有者名（ ）

会派視察研修報告書

平成28年3月29日

碧南市議会議長 様

会派名 公明党

代表者名 加藤 厚雄

下記のとおり、視察（研修）を実施したので報告します。

なお、参加者議員1名分の視察研修報告書を添付いたします。

参加議員	加藤 厚雄
日時	平成28年2月3日（水）～平成28年2月4日（木）
視察先	東京都中央区
研修内容	中央区：地方議員研究会 「議会基本条例の現状と課題」 「議員が提案する政策条例のポイント」
日程	2月3日 中央区 14：00～16：30 2月4日 中央区 10：00～12：30
備考	

視察研修報告書

平成28年3月29日

議員氏名 加藤 厚雄

視察（研修）に参加したので、下記のとおり成果を報告します。

記

- 1 期間 平成28年2月3日（水）～平成28年2月4日（木）
- 2 視察先 東京都中央区
- 3 視察の種類 会派視察研修（公明党）
- 4 視察の成果等

2月3日 議会基本条例の現状と課題

（1）議会の役割について、議会には、大きく2つの機能が求められている。執行機関の監視機能と政策の立案機能である。しかし、この両機能を発揮している自治体議会は少ない。これらの役割を果たしていないことが一つの理由となり、住民の議会への不信感が増している。

（2）議会基本条例とは何か、二元代表制を構成する議会の存在が希薄化しており、議会改革を進める拠り所として、議会基本条例の制定が考えられる。議会基本条例は、いかに住民の意思を反映させるか、制定した後が大切である。

（3）議会基本条例案の評価の視点、制定し、その成果についても評価をすべきである。しかし、この制定後の評価をしている議会はほとんどない。つまり、議会基本条例が目的化していることが理解できる。

（4）これからの議会基本条例、規則ではなく条例にする根拠は住民の意思を反映させることにある。特に投票行動を起こさない住民の意思をどのように反映していくかが大切である。その意味では議会報告会（ワークショップ型）は重要な一手段である。

2月4日 議員が提案する政策条例のポイント

自治体の権限とは、「条例制定権」であり、「法解釈権」である。これらを活用するのが政策法務である。条例とは地方自治体が設置する自主法であり、法律の範囲内で制定を認められている。同時に、法令の自主解釈権が認められている。この条例の権能を「住民の福祉の増進」のために、どのように活用していくのかが求められる。

条例づくりの基本的流れは、①問題発見、②現地調査と情報収集、③立法目的の確定、④立法事実の明確化、⑤委員会の設置、⑥類似条例の調査、⑦類似条例の類型化、⑧要綱の作成、⑨条例案の作成、⑩逐条解説の作成、⑪報告書の作成、⑫政策提言である。

議会には、予算措置権がない、規則制定権がないなど様々ことが指摘されている。しかし、いずれも地方分権以前に確立した考えである。今は時代が変わっているため、その前提も変化している。政策条例を提案できない議会は議会としての意味がなく、議員としての存在価値がなくなるかもしれない、との言葉に考えさせられた。